全国商工新聞　付録　昭和 26 年 11 月 17 日第 3 種郵便物認可

きもつき民商 ニュースレター

2019 年 5 月 17 日号　きもつき民商　鹿屋市笠之原町 7547-4
URL：http://minsyo.xii.jp/
e.mail：minshou@po4.synapse.ne.jp Tel：0994-40-6646

■民商役員立候補、推薦受付について

今年の総会は 7 月 7 日（日）の予定で、現在調整しております。
これに先立ち、役員の立候補及び推薦を受け付けます。
立候補、推薦する方は、5 月 31 日までに事務局までご連絡下さい。

■４月の相談活動

５４件（税金２３件、経営１９件、社会保障３件、生活・法律相談９件）
（相談例）
・国保滞納、換価の猶予申請
・店舗改装に伴う業者（会員）紹介
・法人化のメリット、デメリットについて
・法人決算分析、資金繰り計画について
・兄弟間の土地売買について
・相続放棄の手続きについて
・自己破産に伴う、連帯保証人への一括支払請求対応について
・大学の奨学金申請書類作成支援

■一人親方労災保険　更新の時期です！！

民商では、一人親方労災保険の加入窓口として『きもつき民主商工会一人親方会』を設立、現在、６８名の方が加入しています。
一般の組合よりも会費を低く抑えており、加入者からは好評をいただいています。新規加入の他、この時期は、更新の時期にもなりますので、ぜひ、乗り換えをご検討下さい。
お問い合わせは、事務局まで。

※裏面へ続く

■パソコン設定、操作、

自主記帳・計算 学習会随時開催中

知り合いの方を<u>ご紹介下さい！！</u>

4 月は、会員の紹介で 3 名の方が入会されました。民商では、パソコン会計をはじめ、自主記帳、自主計算に関する学習会を随時実施し、会員ひとりひとりに合わせた記帳方法等も提案しています。また、パソコンの設定、操作などについても、随時学習会を行っております。お知り合いの方をご紹介いただき、仲間を増やして、要求実現の道をさらに大きく切り開いていきましょう。

■払い切れない税金に　納税緩和制度　　早めの相談を！！

もらえなくても納税させられる消費税、高すぎる国保料や社会保険料など、やむにやまれず滞納になっていませんか？そんな時に活用できるのが「納税緩和制度」です。納税の緩和措置として「納税の猶予」（のうぜいのゆうよ）、「換価の猶予」（かんかのゆうよ）、「滞納処分の停止」などの制度があります。早めにご相談ください。
お問い合わせは、事務局まで

納税緩和制度の内容

通…国税通則法　　徴…国税徴収法

	納税の猶予	換価の猶予		滞納処分の停止
条文	通46条	徴151条	徴151条の2	徴153条
要件	申請	職権	申請	職権
	●災害、病気、事業の休廃業などによって、税金を納付することができないと認められる場合	●誠実な意思を有すること ●次のいずれかに該当。 ①滞納処分により事業の継続・生活の維持が困難になるおそれがある ②猶予した方が徴収上有利	●一時に納付することにより、事業の継続・生活の維持を困難にするおそれがある ●納期限から6カ月以内に申請すること	●滞納処分できる財産がないとき ●生活を著しく困窮させる場合 ●所在および財産がともに不明の場合
猶予期間	1年以内 ※2年以内の延長可能	1年以内 ※2年以内の延長可能		
担保の提供	原則必要	原則必要		なし
延滞税	2分の1または全額免除	2分の1免除		停止後3年経過で納税義務が消滅

■５月の主な行事予定

14 日（火）三役会、理事会　　19 日（日）県連、県連共済会　総会
22 日（水）県連・拡大推進委員会　25 日（土）事務局長会議

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。
営利を目的とせず、中小業者の働く権利を勝ちとる運動をすすめる、最低限必要な経費を会費によってまかなっています。会費の 15 日納入にご協力下さい。